



これからの外国人受入れと 地域に求められる取り組みについて

一般財団法人 ダイバーシティ研究所
代表理事 田村太郎

1. 外国人受入れのこれまでの流れ

外国人受入れをめぐる政府の取り組み状況

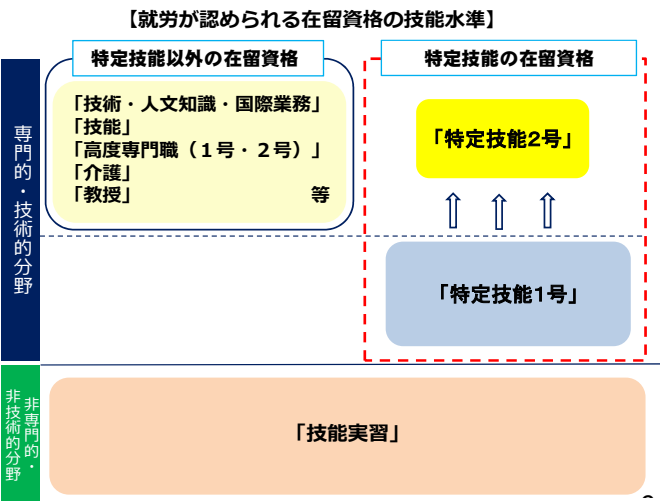
- 2006年3月の総務省「多文化共生推進プラン」策定以降、**自治体による**計画的・体系的な多文化共生施策の取り組みを促進
 - 2024年4月現在171の自治体が「多文化共生推進プラン」を単独で策定
- 2018年の「外国人労働者の受入れ」と「環境整備の基本方針」の閣議決定を踏まえ、**政府による**外国人との共生社会実現のための取り組みが進展
 - 在留資格「特定技能」の新設と拡充（2019年）
 - 「技能実習制度」の廃止と在留資格「育成就労」の新設（2027年・予定）
 - 「外国人との共生社会実現のためのロードマップ」の策定（2022～2026年）
- コロナ禍を経て訪日・在留ともに外国人が急増し、外国人政策が選挙の争点に
 - 首相官邸に「外国人との秩序ある共生社会推進室」を設置（2025年7月）
 - 全国知事会が「外国人の受入と多文化共生社会実現に向けた提言」を発表（2025年7月）

人口減少が顕著な地方を中心に外国人受入れが進展する一方、
急速な増加に対する不安の拡大も顕在化

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってまなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：321,740人（令和7年5月末現在、速報値）
 - **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：2,560人（令和7年5月末現在、速報値）
- （特定産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、（16分野） 農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業
（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）

特定技能1号のポイント	
在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント	
在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

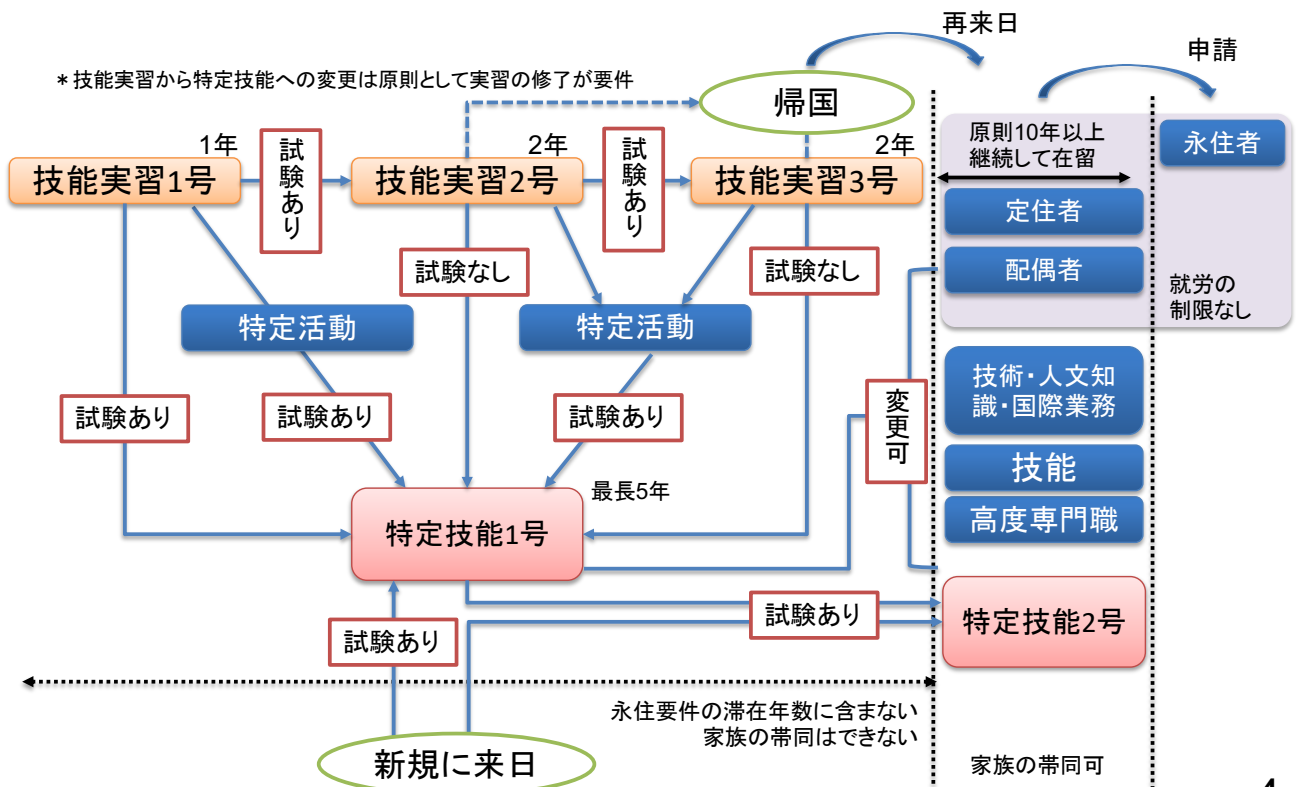


出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組（令和7年8月更新）」

3

1. 外国人受入れのこれまでの流れ

現行の「技能実習」「特定技能」と他の在留資格との関係



4

予想される「育成就労」開始後の他の在留資格との関係



在留資格別の主な職種、就労との関係

一部を除き、更新や変更が可能

職種制限なし

受入れ機関について

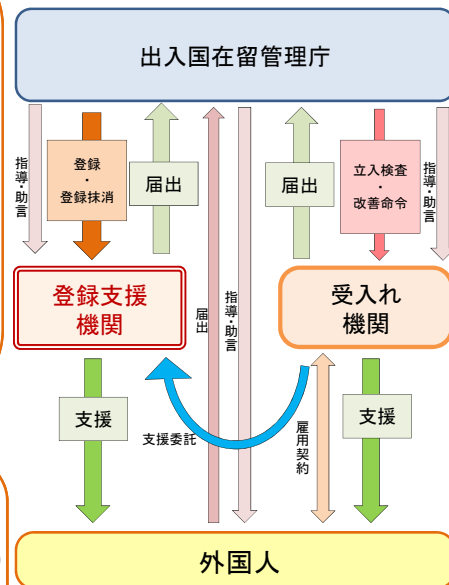
1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結んだ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

（注）①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。



登録支援機関について

1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

（注）①②を怠ると登録を取り消されることがある。

出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組（令和7年8月更新）」

7

「ロードマップ」と「総合的対応策」との関係性について



1. 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

<策定経緯>

- ・「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」から関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された意見書を踏まえ、政府において、ロードマップを策定。

<概要>

- ・我が国の目指すべき外国人との共生社会のビジョン、その実現に向けた中長期的な課題・施策を示すもの。

<対象期間>

- ・5年間（令和4年度から令和8年度まで）

※ 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じた施策の見直し

令和 7年 6月 6日 ロードマップ（令和7年度一部変更）※105施策

（参考）

令和 4年 6月14日 ロードマップ策定

※101施策

2. 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

<策定経緯>

- ・在留資格「特定技能」の創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していくという観点から策定。

<概要>

- ・受入れ環境を整備する観点から、短期的な課題に対応するため、改訂を重ねながら内容の充実を図るもの。

<対象期間>

- ・毎年改訂

令和 7年 6月 6日 総合的対応策（令和7年度改訂）※218施策

（参考）

平成30年12月25日 総合的対応策策定

※126施策

令和4年度版からロードマップを踏まえ記載を整理

【外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策】

- （1）ロードマップと重複する施策
ロードマップで示した施策・工程を踏まえ単年度に実施すべき施策を示す。
- （2）ロードマップと重複しない施策
中長期的に取り組むべき施策には含まれないものの、必要な施策を示す。

8

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和7年度一部変更）（概要）

令和4年6月、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定。今般、令和6年度一部変更に続き、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検を行い、施策の見直し等を実施。（105施策）

1 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（三つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

2 取り組むべき中長期的な課題（四つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

1

9

3 重点事項に係る主な取組

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科省】《1》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務省】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科省】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身に付けるための海外における日本語教育環境の普及【外務省】《9》
- 日本語教育機関認定の開始及び登録日本語教員の資格制度の円滑な運用【文科省】《11》
- 企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルの確立【文科省】《12》

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 子育て中の親子同士の交流や子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【こども家庭庁】《34》
- 住民基本台帳システムと年齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科省】《37》
- 外国人材にとって魅力的な子供の教育環境のモデルの開発及び全国の自治体や学校等への横展開の実施【文科省】《47》
- 公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科省】《49》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度の活用【文科省】《51》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による適切な職業相談の実施、外国人の雇用管理に関する周知・啓発【厚労省】《59》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労省】《63》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労省】《65》

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務省】《18》
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元相談窓口の設置促進【法務省】《21》
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組【総務省】《24》
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務省】《28》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度に係る検討【法務省】《31》
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務省】【文科省】《32・33》

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 外国人との共生に係る啓発月間の創設、各種啓発イベント等の実施【法務省】《69・70》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科省】《73》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施【厚労省】《77》
- 在留資格手続上の利便性向上と正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を目的とした関係機関間の情報連携に向けた取組【法務省】《84》
- 在留資格手続のオンライン申請等における完全オンライン化の実現及び利便性向上【法務省】《85》
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務省】《87》
- 育成就労制度の創設等に伴う外国人材の受入れ環境の整備【法務省、厚労省】《93》
- 先導的な地方公共団体の取組に対する新しい地方経済・生活環境創生交付金による支援の実施【内閣官房】《99》
- 事業に応じた送還形態の一層の充実等による送還及び自発的な出国の促進【法務省】《104》

2

※赤字のものは、令和7年度一部変更に伴う新規施策、青字のものは、主な見直し施策、数字は施策番号

10

2. 地域に求められる取り組みについて

外国人の前に立ちはだかる「3つのカベ」

- 言葉のカベ
 - － 日本語がわからない、日本語を習得する機会が少ない
 - － 翻訳したり通訳を交えてコミュニケーションを取ることの重要性への理解が薄い
 - － 非言語コミュニケーションのズレによる誤解や偏見、差別にも直面
- 制度・文化のカベ
 - － 国籍や在留資格によって受けられないサービスや存在しない権利がある
 - － 制度や文化・習慣のちがいにより混乱が生じたり、不利益を被ることがある
- 心のカベ
 - － 多くの外国人が暮らしていることへの無理解
 - － 「出稼ぎ労働者」や「移民」への偏見・アレルギー反応
 - － 「ちがい」は「まちがい」という風潮

3つのカベが外国人の日常生活に落とす影響は大きい

11

2. 地域に求められる取り組みについて

外国人に配慮した地域づくり・職場づくりのための3つの視点

- 「あってはいけないちがいをなくす」視点
 - － 「外国人である」という理由で待遇や権利に日本人との差を設けない
 - － 重要な情報は翻訳したり通訳を交え、確実に伝わっていることを確認する
- 「なくてはならないちがいを守る」視点
 - － 文化や習慣、宗教などのちがいに配慮し、必要に応じ地域や職場の慣行を見直す
 - － 配慮して欲しいことについてよく話しあい、認識のズレを調整する
 - － 「外国人」の多様性を知り、十把一絡げに評価しない
- 「ちがいを受け入れる社会をつくる」視点から
 - － 外国人のエンパワメントだけでなく、ともに働く日本人の意識変革やコミュニケーションスキルを身につける機会も設ける
 - － 新しい視点を取り入れ、みんなで地域や職場を改善していく機運を醸成する

外国人受入れを機に「誰もが働きやすい・住みやすい」社会を構築しよう

12

2. 地域に求められる取り組みについて

日本における高度成長期との共通点

- 国内での「プッシュ」と「プル」が後押しした日本の高度経済成長
 - 1969年 国民生活審議会は、農村から都市への人口移動で新たな住民となった「都市生活者」たちが「コミュニティの不在」によって下記の6つの問題に直面していると指摘

- ① 健全な余暇利用施設や相談相手がないままに非行化する青少年の増加、幼児の戸外活動における危険の増大
- ② 「鍵っ子」の増加による家庭内外でのしつけの機会の喪失
- ③ 退職後、家族からも離れ、孤独な余生をおくる老人の増大
- ④ 労働時間の短縮や家事労働の節減によって得た余暇を人間性の回復に活用できる余暇施設や活動の組織の不足
- ⑤ 公害や交通事故など地域生活をおびやかす障害の増大
- ⑥ 急病人が出た際などその処置に困る場合が多い

出典：国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会委員『コミュニティ-生活の場における人間性の回復』（1969年9月29日）

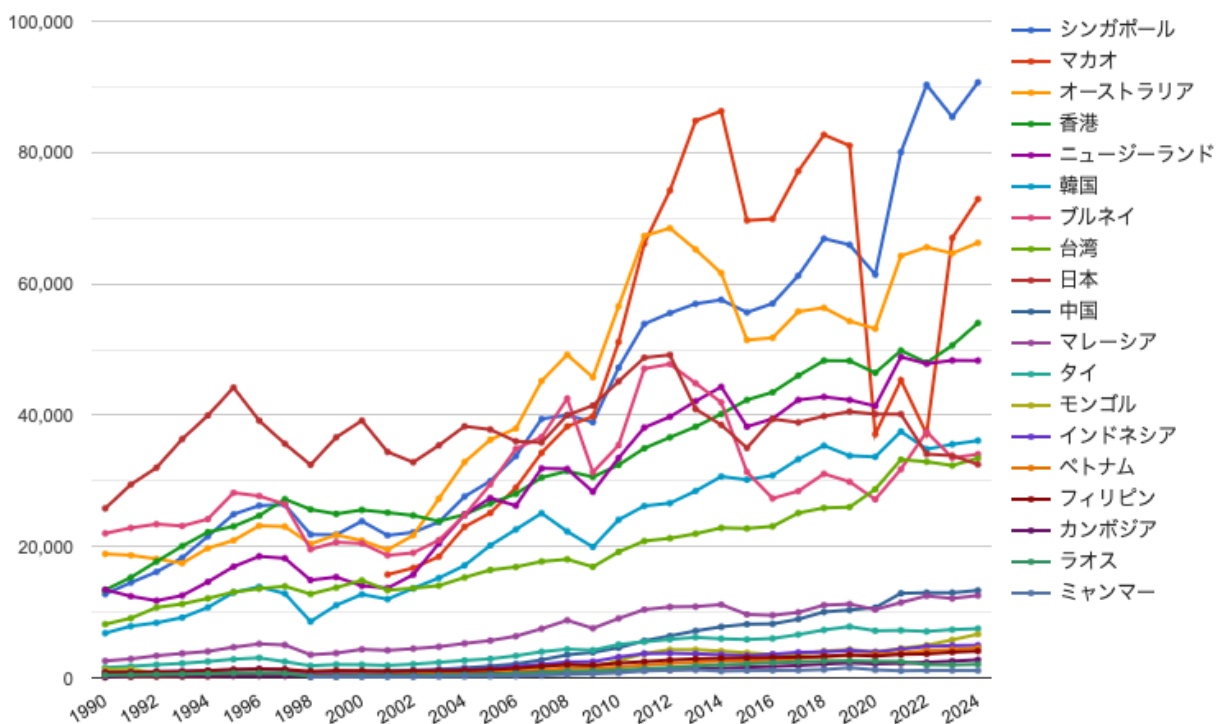
* 主旨を損わない範囲で文言は修正した

多くの項目で、今日、外国人住民が置かれている状況と重なる

13

2. 地域に求められる取り組みについて

東・東南アジア諸国およびオーストラリア・ニュージーランドの一人あたりGDP（名目・米ドル）の年次推移（1990～2024）



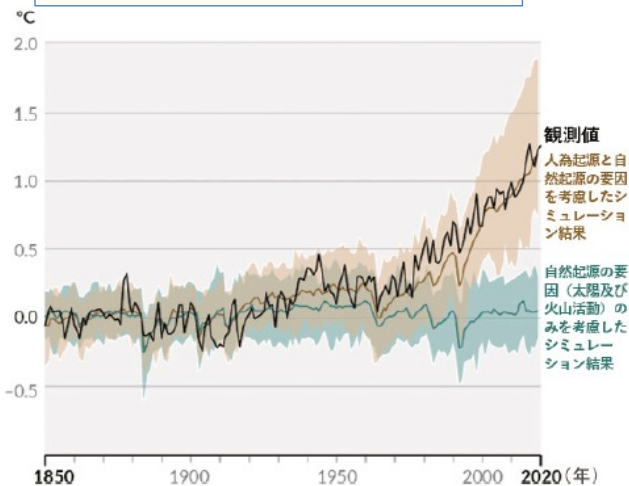
14

2. 地域に求められる取り組みについて

社会の持続可能性を脅かす2つの「変動」

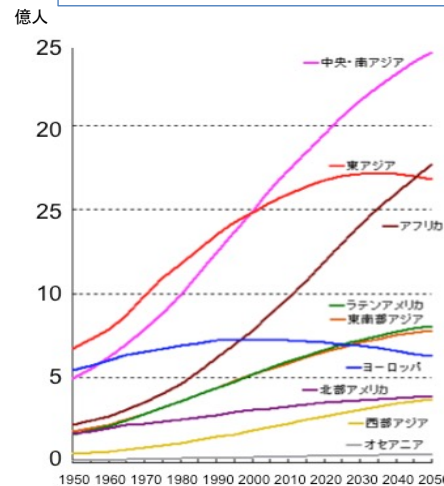
1. 気候変動 → 地球温暖化にともなう環境変化、自然災害の多発化・巨大化
2. 人口変動 → 欧州や東アジアは人口減少、アフリカ・インド周辺は人口急増

地球温暖化と人為的影響(1850～2020)



出典:国土交通省「国土交通白書2022」

世界人口の推移と予測(1950～2050)



国連統計より作成

気候変動・人口変動ともに、プッシュ要因・プル要因を増大させている

1
-

2. 地域に求められる取り組みについて

人の移動の2つの要因*

- **プッシュ要因**
人々を移動元から押し出す要因
例: 貧困、戦争、失業、環境、ジェンダーギャップなど
- **プル要因**
人々を移動先に引きつける要因
例: 経済的な機会、就労、平和、安全、教育の機会など

1960年代以降人口が減少した地域や産業で外国人が増加

- 国内の人口移動の時代から国境を越えた人口移動へと状況が変化
- 人の移動を促す要因を理解し、移動の自由を保障しながらも「持続可能な地域のあり方」を検討する必要がある

*人の移動における「プッシュ要因」と「プル要因」の概念については国連などでも多用されているが、初めて体系的に解説したのはエヴァレット・リー(Everett S. Lee)「A Theory of Migration」(『Demography』第3巻第1号, p.47～57, 1996, アメリカ社会学会)と思われる。